

○宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例施行規則

(一般廃棄物処理業等の許可及び更新の申請手続)

第21条 条例第23条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新を受けようとする者は一般廃棄物処理業許可(更新)申請書を、同条第2項の規定により浄化槽清掃業の許可又は許可の更新を受けようとする者は浄化槽清掃業許可(更新)申請書を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物処理業許可(更新)申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業許可申請調書
- (2) 申請者の住民票の写し(申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合にあつては、その法人の定款その他の基本約款及び登記事項証明書)
- (3) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号に該当する旨(同号イに掲げる者に該当しないことを除く。)を記載した書類
- (4) 申請者の納税証明書(法人税、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの)
- (5) 申請者の印鑑証明書
- (6) 事業用地及び施設等の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証明する書類
- (7) 事業所の施設、器材の構造を明らかにする図面及び写真
- (8) 事務所、事業場及び駐車場の付近見取図
- (9) 業務用自動車有すること(申請者が業務用自動車の所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証明する自動車検査証
- (10) 他に廃棄物処理業の許可を受けている場合は、その許可証の写し
- (11) 一般廃棄物の運搬を業とする者の場合は、通過道路を示す図面
- (12) 事業施設周辺住民との協議済報告書
- (13) 一般廃棄物排出事業者一覧表(許可日後、次回の更新申請日の前月までの期間における所在地、ごみ種、排出量、料金等の記載があるもの)
- (14) 最近の決算期に係る決算書又はそれに代わる収支状況明細書(新たに事業を始める場合においては、申請者(申請者が法人である場合は、その法人を代表する役員)

の市税に係る納税証明書)

(15) 前各号に掲げるもののほか、申請ごとに市長が特に必要があると認める書類

3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない限り、前項各号に掲げる書類及び図面（前項第1号、第2号、第4号、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げるものを除く。）の添付を要しない。

4 浄化槽清掃業許可（更新）申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合は、その法人の定款その他の基本約款、登記事項証明書）

(2) 申請者が浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条第2号に該当する旨を記載した書類

(3) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類